

目的、業務の概要、国の施策との関係

1 目的

(1) 独立行政法人国立印刷局（以下「印刷局」といいます。）は、銀行券の製造を行うとともに、銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供を行うこと等により、通貨制度の安定に寄与することを目的としています。

(2) 印刷局は、(1)のほか、官報の編集、印刷及び普及を行い、並びに法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物の編集、印刷、刊行及び普及を行うこと等により公共上の見地から行われることが適当な情報の提供を図るとともに、国債証券、印紙、郵便切手その他の公共上の見地から必要な証券及び印刷物の製造を行うこと等によりその確実な提供を図ることを目的としています。

（独立行政法人国立印刷局法（平成14年法律第41号。以下「個別法」といいます。）第3条）。

2 業務の概要

(1) 印刷局は、その目的を達成するため、次の業務を行うこととなっています（個別法第11条）。

- ① 銀行券の製造
- ② 銀行券に対する国民の信頼を維持するために必要な情報の提供
- ③ 官報の編集、印刷及び普及
- ④ 法令全書、白書、調査統計資料その他の刊行物（電磁的記録を含む。）の編集、印刷若しくは作成、刊行又は普及
- ⑤ 国債証券、印紙、郵便切手、郵便葉書、旅券その他の公共上の見地から必要な印刷物（電磁的記録を含む。）の製造又は印刷
- ⑥ ①から⑤の業務に関する調査、試験、研究又は開発
- ⑦ ①から⑥の業務に附帯する業務

(2) 印刷局は、(1)の業務のほか、すき入紙製造取締法（昭和22年法律第149号）第2項の規定に基づく調査を行うこととなっています。

(3) 印刷局は、(1)及び(2)の業務のほか、これらの業務の遂行に支障のない範囲内で、外国政府等の委託を受けて当該外国政府等の銀行券等の製造等を行うことができることとなっています。

3 国の施策との関係

印刷局は、上記のとおり個別法第11条に基づく業務を行っていますが、銀行券の製造については、個別法第12条に基づき、財務大臣が銀行券の円滑な発行に資するために定める製造計画に従って行うこととされています。印刷局は財務大臣から通知を受けた製造計画を確実に達成します。

個別法第20条に基づき、緊急の必要があるときは、財務大臣は銀行券の業務に関し必要な措置を実施すべきことを命ずることができることとされています。

また、内閣総理大臣は官報等の業務に関し必要な措置をとるべきことを要請することができるものとされており、内閣総理大臣からの要請があった場合には、印刷局は速やかにその要請された措置を実施します。